

# 鳥取縣公報

昭和二十三年九月十四日  
第千九百四十三號 火曜日

## 規則

### ◆鳥取縣規則第六十四號

榮養士免許その他の手數料徵收規程を次のように定める。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

榮養士免許その他の手數料徵收規程

第一條 地方公共團體手數料規則にもとづく榮養士免許その他の手數料を次のとおり徵收する。

一、榮養士免許手數料

三、榮養士免許証書換手數料

五、理容師免許手數料

百円

三十円

五百円

- 六、理容師免許証書換手數料 三十円
- 七、理容師免許証再交付手數料 五十円
- 八、あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師試驗手數料 一百五十円
- 九、あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師免許手數料 三十円
- 十、あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師免許証書換手數料 五十円
- 十一、あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師免許証再交付手數料 五百円
- 十二、保健婦試驗手數料 二百円
- 十三、保健婦免許手數料 三十円
- 十四、保健婦免許証書換手數料 五十円
- 十五、保健婦免許狀再下附手數料 二百円
- 十六、助產婦試驗手數料 二百円

十七、助産婦名簿登録手数料	五十円	成分とする製剤製品検査手数料	千円
十八、助産婦名簿謄本下附手数料	百五十円	三十三、飲食店營業許可手数料	千円
十九、看護婦試験手数料	百円	三十四、喫茶店營業許可手数料	五百円
二十、看護婦免許手数料	三十円	三十五、生菓子製造業許可手数料	五百円
二十一、看護婦免許状書換手数料	五十円	三十六、水菓子製造業許可手数料	五百円
二十二、看護婦免許状再下附手数料	百円	三十七、牛乳処理業又は特別牛乳採取處理業	五百円
二十三、藥局開設登録手数料	五百円	三十八、乳製品製造業許可手数料	八百円
二十四、藥局開設登録票再交付手数料	百円	三十九、牛乳加工品及び類似品製造業許可手	千円
二十五、藥局開設登録更新手数料	二百円	四十、魚肉練製品製造業許可手数料	千円
二十六、医薬品販売業登録手数料	五百円	四十一、ハム、ソーセージ、ベーコンの類又	千円
二十七、医薬品販売業登録票再交付手数料	百円	四十二、清涼飲料水又は保存飲料水製造業許	千円
二十八、医薬品販売業登録更新手数料	五百円	四十三、冰雪の採取、製造又は卸売業許可手	千円
二十九、毒物劇物販売業許可手数料	五百円	四十四、前三十七号から四十二号までのもの	千円
三十、毒物劇物營業の事業管理人設置許可手	百円		
料中タル色素又は合成膨脹剤原料を主要	五百円		
付しなければならない。			

以外のかん詰又はびん詰製造業許可手数料	千円
四十五、温泉利用許可手数料	千円
四十六、興行場營業許可手数料	千円
四十七、旅館業營業許可手数料	千円
四十八、公衆浴場業營業許可手数料	千円
四十九、ヘリ黙取扱場設置許可手数料	五百円
五十、ヘリ黙化製場設置許可手数料	千円
五十一、屠畜検査手数料	千円
成牛 一頭に付き	三百円
馬 同	二百円
犢 同	一百円
豚 同	一百円
五十二、狂犬病予防接種手数料	一百円

行政区画若しくは名称又は番地の変更があつた場合の免許証(状)の書換について前各号に規定する手数料はこれを徴收しない。	千円
第一條 本縣の本炭及び薪の需給調整規則施行細則を次のように定める。	千円
二十三年農林省令第七十三号薪炭需給調整規則(以下規則といふ。)による外、この細則の定めるところによる。	千円
第二條 前條に規定する手数料はこれを願書に添えて納	千円

付しなければならない。  
第三條 この規程によつて納付した使用料はこれを還付しない。

## 附

この規程は昭和二十三年八月三十日からこれを適用する。  
昭和二十三年三月鳥取縣規則第二十号榮養士免許その他の手数料徵收規程はこれを廃止する。

## ◆鳥取縣規則第六十五號

昭和二十三年農林省令第七十三号薪炭需給調整規則に基いて鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則を次のように定める。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則

第一條 本縣の本炭及び薪の需給調整規則については、昭和二十三年農林省令第七十三号薪炭需給調整規則(以下規則といふ。)による外、この細則の定めるところによつる。

第二條 この細則において薪炭生産者、指定申請者、指定業者、小売登録申請者、小売店舗、卸売登録申請者、

却売業者、指定業者票、小売登録票、卸売登録票、譲渡委託登録台帳、小売予約券、却売予約券、配給券、予備登録、本登録、木炭、薪、普通薪、瓦斯用木炭、

瓦斯用薪とは規則の定めるところによる。

第三條 知事は、所轄地方事務所長（市部にあつては市長以下同じ。）及び町村長を通じ、規則第五條第一項の生産供出数量の割当を行うものとする。

前項の割当に際し、知事又は所轄地方事務所長が必要ありと認めた場合には、薪炭生産者の團体

と協議するものとする。

第四條 炭窯を所有する者が、昭和二十三年鳥取縣告示第二百十七号鳥取縣薪炭生産登録制実施要綱により登録を受けたときは、この登録を規則第四條の登録となす。

第五條 この細則において「この細則施行の日」とあるのは、規則第十三條及び規則第二十七條第四項の更新

の場合には「農林大臣の定める日」と読み替えるものとする。

第六條 指定申請者は、前項の者と同一の細則施行の日又は第十條第一項の公表の日から五日以内にその旨を知事に届け出でなければならない。

2 知事は、前項の者の住所及び氏名（法人にあつては法人名及び代表者の氏名以下同じ。）を公表する。

3 第一項の届出をする者は、その届出をする書類に、その者が、規則第七條第二項の規定の、なることのできない者に、該当しないことを証する書類を添えなければならない。

第七條 知事は、譲渡委託の予備登録又は本登録をしようとする薪炭生産者に対し、譲渡委託登録台帳に記入する内容の証拠書類となる書類（以下薪炭譲渡委託登録証票といふ。）を市町村長を通じ、予備登録の場合にあつては、この細則施行の日、規則第十一條の本登録の場合は、指定業者が指定を受けた日、第九條の場合にあつては、知事が生産供出の割当をした日、

指定業者が、その営業を止めた場合にあつては、その止めた日に発給する。

2 薪炭譲渡委託登録証票の交付を受けた薪炭生産者は、これに所定の事項を記入し、且つ、捺印し、予備登録又は本登録をする以前に、譲渡委託を予約又は本登録をしようとする者に提出しなければならない。

3 薪炭譲渡登録証票を受理した者は、これを譲渡委託登録台帳に添え知事に提出しなければならない。

第八條 規則第十一條の本登録をしようとする者は、譲渡を委託しようとする指定業者に、その旨を申し込みしなければならない。

2 前項の申し込みを受けた指定業者は、譲渡委託登録台帳を作製し、本登録を受けこれを直ちに知事に提出しなければならない。

第九條 指定業者が指定を受けた日以後において、木炭又は薪の生産を開始し、これを指定業者を通じて販売しようとする者は、譲渡を委託しようとする指定業者に提出しなければならない。この場合には規則第

七條第三項及び前條の規定を準用する。

2 指定業者は前項の本登録を受けたときは、四半額毎の譲渡委託登録台帳を知事に提出しなければならない。

第十條 指定業者がその営業を止めようとするとき、その指定業者は、その旨を知事に届け出で、その者に本登録をした者に通知しなければならない。この場合知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を営業を止めた日とする。

2 指定業者が営業を止めだとき、その者に交替しようとする者が本登録を受ける場合には、第八條の規定を準用する。

第十一條 指定業者は、知事の交付する指定業者票を保有し、指定年月日、指定番号、業種、氏名及び店舗の所在地を記入した標識を店頭に掲示しなければならない。

2 前項の場合、知事は申請書の外に必要と認める書類申請書を知事に提出しなければならない。

00946

の提出を命ずることがある。

3 規則第十九條第四号但書の規定によつて移出しようとする者は、知事に届け出でなければならない。

第十三條 鋼工業用、農林漁業用又は官需用に木炭（瓦斯用木炭を除く。）又は普通薪を使用又は消費する世帯以外の消費者は、知事、上記以外の世帯以外の消費者は、市町村長に、四半期の使用又は消費予定数量を前四半期末までに届け出でなければならない。

2 知事及び市町村長は、前項の届出をした者に対し、当該四半期の用途別の消費割当数量の範囲内において配給割当数量を査定するものとする。

第十四條 知事は、市町村長から配給割当を受けた世帯及び世帯以外の消費者が木炭（瓦斯用木炭を除く。）又は普通薪を購入するに要する配給券の発給及びこれらの公表を市町村長に委任する。

第十五條 知事は、規則第二十三條第二項の申請書の住所及び氏名を公表する。

2 規則第二十三條第二項の申請者は、その申請者にそ

に届け出でる場合に準用する。

第十九條 知事又は市町村長が消費者に対し四半期の配給割当を公表したとき、小売店舗又は卸賣業者は、その配給割当及び規則第二十條第一項の配給割当の内、その者が取扱う割当数量又は小売店舗に販売する数量を、知事に届け出でなければならない。この場合小売店舗は、その者が登録した卸賣業者を経由するものとする。

第二十條 小売登録票又は卸売登録票交付の日以後において、新たに本炭又は薪の消費者となつた者は、その住所又は営業所の所在する地区にある小売店舗又は卸賣業者に、小売店舗を登録するに用いる書類（以下小賣登録券といふ。）又は卸賣業者を登録するに用いる書類（以下卸賣登録券といふ。）を交付して、購入申込の登録をしなければならない。

2 前項の瓦斯用木炭又は瓦斯用薪の消費者は、知事に届け出の登録をしたとき、これを発給する。但し、

前項の瓦斯用木炭又は瓦斯用薪の消費者は、知事に届け出の登録をしたとき、これを発給する。但し、

の者が同條第三項又は第四項の規定のなることのできなない者に該当しないことを証する書類を添えなければならぬ。

第十六條 知事又は市町村長が配給割当をした者に対する小売予約券又は卸売予約券を発給したとき、世帯以外の消費者に対し発給した者の住所氏名及び配給割当数量を公表する。

第十七條 小売予約券又は卸売予約券の交付を受けた者は、これにその者が予約しようとする者の住所及び氏名を記入し、且つ、捺印しなければならない。

第十八條 規則第二十四條第二項又は規則第二十五條第三項の規定により、小売予約券又は卸売予約券を受理した者又は規則第二十四條第五項又は規則第二十五條第六項の規定により購入予約の登録を受けた小売店舗又は卸賣業者は、直ちにその票数及びこれに記載された数量の集計を知事に届け出でなければならない。

2 前項の規定は、規則第二十四條第五項の小売店舗が卸賣業者に届出でる場合及び卸賣業者がこれを知事に届け出で、これの交付を受けなければならない。

3 第一項の場合には第十七條及び第十八條の規定を準用する。

第二十一條 小賣店舗又は卸賣業者が、その営業を止めようとするとき、その小賣店舗又は卸賣業者は、その旨を知事に届け出で、その者に登録した者に、小賣予約券又は小賣登録券、卸賣予約券又は卸賣登録券を返還しなければならない。この場合知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を営業を止めた日とする。

2 小賣店舗又は卸賣業者が、その営業を止めたとき、その者に交替しようとする者又は小賣店舗若しくは卸賣業者が購入予約又は申込の登録を受ける場合には、

第十五條、第十七條及び第十八條の規定を準用する。

第二十二條 地方事務所長は、規則第二十九條の薪炭生産者及び小賣店舗の報告をとりまとめ知事に報告するものとする。

第二十三條 規則第三十三條但書の木炭又は薪を生産市

町村以外の場所に移動しようとする者は、知事に届け出でなければならない。

第二十四條 指定業者、小賣店舗又は卸賣業者は、その店舗の外に取扱所を設けることができる。この場合に、は、その旨を知事及び取扱所の所在する地区の市町村長に届け出で、且つ、関係者に通知しなければならない。

第二十五條 薪炭譲渡委託登録票、小賣予約券、卸賣予約券、小賣登録券又は卸賣登録券に所定記載事項の記入又は捺印のないもの、若しくは虚偽の事項を記入したもの等はすべて無効とする。

第二十六條 小賣店舗又は卸賣業者は、規則第二十八條の登録番号の外に、登録年月日、業種、氏名及び店舗の所在地を記入した標識を店頭に掲示しなければならない。

第二十七條 指定業者、小賣店舗又は卸賣業者がその資格を失うときは、直ちに指定業者票、小賣登録票又は卸賣登録票を知事に返還するものとする。

第二十八條 指定業者、卸賣業者又は小賣店舗は、知事の同意を得て、その者に登録した薪炭生産者、小賣店舗又は世帯以外の消費者に対し、木炭又は薪を出荷若しくは配給しなければならない。

第二十九條 規則第三十二条の出荷若しくは配給を命ぜられた者は、その指示によつて本炭又は薪を出荷若しくは配給しなければならない。

第三十条 緊急臨時的な事由により木炭（瓦斯用木炭を除く。）又は普通薪の配給を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

第三十一条 規則第九條第二項（規則第三十一條第一項において準用する場合を含む。）規則第二十條第四項又は規則第二十木條により不服の申立をしようとする者は、その申立と同時に不服申立書の寫を知事に提出しなければならない。

第三十二条 規則及びこの細則により知事に提出する書類は、規則第二十木條により不服の申立をしようとする者は、直ちにその旨を知事に届け出でなければならない。

第三十三条 規則及びこの細則の規定により取扱う書類の様式は、農林大臣の定めるものの外、附表による。

第三十四条 この細則は、昭和二十三年九月二十日からこれを施行する。

第三十五条 昭和二十三年鳥取縣規則第三十五号鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則は、この細則施行の日にこれを廃止する。

### 附表

1 規則第八條第一項の指定申請書

木炭 普通炭 指定業者指定申請書  
瓦斯用薪

一、住所  
二、姓所又は營業所の所在地  
三、委託を受けようとする品名

2 規則第二十三條第一項登録票交付申請書

小賣  
卸賣

一、姓名  
二、店舗の所在地  
三、職業及び資産

右薪炭需給調整規則第二十三條第一項の規定によつて登録票の交付を受けたいので資格を証する書類を添え

申請致します。

00948.

知事宛

住所 氏名印

## 3. 第十二條第一項の移出申請書

木炭 移出許可申請書(單位木炭  
薪) 柴普通薪  
薪 營業場所 肥積石

種別	配給数量	用途	消費場所	消費期間	事由
木炭					

右木炭(普通薪)を配給して戴きたく申請致します。

年月日 住所

氏名印

## 知事宛

右木炭(薪)を移出したいから御許可下さるよう申請致します。

年月日 住所

木炭 移出許可申請書(單位木炭  
薪) 柴普通薪  
薪 營業場所 肥積石

## 知事宛

住所 氏名印

## 5. 第六條第一項の指定申請者届

木炭 指定申請者届  
普通薪 瓦斯用薪

## 一、指定申請者の氏名

## 二、指定申請者の住所又は営業所の所在地

## 三、指定申請者の職業及び資産

## 四、委託を受けようとする品名

鳥取縣薪炭給調整規則施行細則第六條第一項の規定により別紙資格を証する書類を添え届け出で致します。

年月日 住所

氏名印

## 7. 第十二條第三項の移出届

瓦斯用木炭 移出届

## 種別

## 移出数量

自動車運轉行程

移出期間

入手の方法

瓦斯用  
木炭  
十五旺入  
三十旺入

俵

發地

着地

距離

米

## 新瓦斯用

## 木炭

## 十五旺入

## 俵

右瓦斯用木炭(瓦斯用薪)を移出したいから届け出で致します。

年月日 住所

氏名印

## 三、指定又は登録を受けた者の住所及び氏名

住所 氏名印

## 四、営業廃止の理由

右の通り指定業者(小賣店舗、卸賣業者)の営業を廢止したいから届け出で致します。

年月日 住所

## 8. 第十三條第一項の使用又は消費届

第〇四半期普通薪使用(消費)届(單位木炭  
薪) 柴普通薪  
薪 營業場所 肥積石

00950

- 一、使用又は消費の内容  
二、使用又は消費数量

種別	銘柄形量	消費数量	規則第三十一条該当のものの備考	
			月	月
木炭				銘柄形量数量
普通薪				供出割当
				数量

## 三、使用又は消費量の算定基礎

四、使用又は消費の場所

右の通り使用（消費）したいから届け出で致します。

年 月 日

住 所 氏 名 ㊞

知事（市町村長）宛		氏名 ㊞		住 所		氏名 ㊞		住 所	
購入予約登録受理数量届	（単位 木炭 普通薪 層積石）	受理票数	世帯数	世帯以外の量	世帯内配給割当数	備考	受理票数	世帯数	世帯以外の量
票数の外 票数	計	世帯数	世帯内配給割当数	世帯内配給割当数	世帯内配給割当数	世帯内配給割当数	票数の外 票数	計	票数の外 票数

## 9 第十八條第一項及び第二項の届出 小賣店舗の分

種別	受理票数	購入予約登録受理数量届		購入予約登録受理数量届	
		（単位 木炭 普通薪 層積石）	（単位 木炭 普通薪 層積石）	（単位 木炭 普通薪 層積石）	（単位 木炭 普通薪 層積石）
同右木炭 換算数量					
木炭換算 合計数量					

瓦斯用薪

同右木炭  
換算数量木炭換算  
合計数量

右の通り受理したから鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則  
第十八條第一項（第二項）によつて届け出で致します。

住 所

氏 名 ㊞

知 事 宛

12 第十九條の届出 卸賣業者の分

種別	割当数量	販賣數量	卸賣業者の分	
			木炭	瓦斯用薪
以世帶瓦斯 以外用瓦斯	計	世帶世 帶瓦斯 以外用瓦斯	量	量
備考	口數	口數	總數	總數
木炭	當	當	當	當

13 第〇四半期 木炭 割当及び販賣數量届

種別	割当数量	販賣數量	木炭 割当及び販賣數量届	
			木炭	瓦斯用薪
以世帶瓦斯 以外用瓦斯	計	世帶世 帶瓦斯 以外用瓦斯	量	量
備考	口數	口數	總數	總數
木炭	當	當	當	當

右の通り届け出で致します。

種別	割当数量	販賣數量	小賣店舗の分	
			木炭	瓦斯用薪
木炭	當	當	當	當
普通薪	當	當	當	當
木炭	當	當	當	當
普通薪	當	當	當	當

右の通り届け出で致します。

年 月 日

13 第二十三條の移動届

種別	銘柄形量	消費数量	規則第三十一条該当のものの備考	
			月	月
木炭				銘柄形量数量
普通薪				供出割当
				数量

右の通り受理したから鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則  
第十八條第一項（第二項）によつて届け出で致します。

年 月 日

知 事 宛 氏 名 ㊞ 住 所

知 事 宛 氏 名 ㊞ 住 所

00952

木炭 移動届 (単位木炭  
普通薪 壓石)

種別	銘柄又は形量	移動數量	移動先の場所
木炭			生所着駅又は方所
普通薪			場所
右木炭 (普通薪) を移動したいから届け出で致します。			方法
			移動期間事由

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

知事

## 14 第二十四條の取扱所設置届

指定業者 小賣店鋪 取扱所設置届  
御賣業者

郡 町村

## 15 規則第二十九條 薪發生産者の分

規則第二十九條 薪發生産者の分  
薪發生產供出報告書 (○月分) (単位普通薪  
木炭、瓦斯用薪 壓石)

薪發生產供出報告書 (○月分) (単位普通薪  
木炭、瓦斯用薪 壓石)

右の通り取扱所を設置したから届け出で致します。

右の通り取扱所を設置したから届け出で致します。

薪炭需給調整規則第二十九條第一号の規定により右の

00953

通り報告致します。

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

知事 宛

注意 柴薪については、その樹種、形量(長さ、洞廻り)を銘柄欄中の称呼欄に記入すること。洞廻

## 16 規則第二十九條 指定業者の分

木炭 銘柄

量在庫数

集荷供出報告書 (○月分)

瓦斯用薪

量荷供出

量出失つた未在庫

量荷數量

備考

品種 称呼

量在庫数

集荷供出報告書 (○月分)

瓦斯用薪

量荷供出

量出失つた未在庫

量荷數量

備

知事 宛

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

集荷明細書

銘柄

生産地

市町村

大字

備

新炭需給調整規則第二十九條第二号の規定により右の

通り別紙集荷明細書を添え報告致します。

00954

## 17 規則第二十九條 小賣店舗及び卸賣業者の分

年 月 日

木炭、普通薪  
瓦斯用薪 配給報告書(○月分)

木炭、普通薪

瓦斯用薪

配給報告書(○月分)

失月備考

知事宛

住 所

氏 名

名印

注意 一、報告書及び集荷明細書は、木炭、普通薪、瓦斯用薪別に別紙とする。  
 二、明細書の数量は、市、郡、町、村別に小計して最後に合計すること。

合計

新規給調整規則第二十九條第三号の規定により報告

致します。

第購入量		半割入量		期量		銘柄		前入荷		配給(用途別)		計		失月備考	
購入量		半割入量		期量		銘柄		在庫		配給(用途別)		計		失月備考	
量		量		量		量		量		量		量		量	
(表)															

住 所		木炭、普通薪		瓦斯用薪		指 定 業 者 票	
姓 名	市 郡 町 大字 字 番地	姓 名	市 郡 町 大字 字 番地	姓 名	市 郡 町 大字 字 番地	姓 名	市 郡 町 大字 字 番地

注意 一、都道府縣知事印なきものは、無効とする。		二、住所は、消費する場所とする。		三、各世帯につては、世帯員数欄に、其他小口消費者は割当数量欄に夫々記載する。	
(業) 印を押捺する。					

指定番号	第	号
指定年月日	昭和 年 月 日	
営業所の所在地	市 郡 村 大字 字 番地	
(裏)	注 意 事 項	
薪炭小売予約券	新規第二十四條第一項 小売予約券	
一、住所	新規第二十四條第一項 小売予約券	
二、氏名印	新規第二十四條第一項 小売予約券	
三、世帯員数	新規第二十四條第一項 小売予約券	
四、割当数量	新規第二十四條第一項 小売予約券	

注意 世帯以外の消費者に使用するものは、表右肩に印を押捺する。

規則第二十四條第四項の小売登録票

登録番号	第	号
店舗所在地	市 郡 村 大字 字 番地	
登録年月日	昭和 年 月 日	
薪炭小売登録票	薪炭小売登録票	

21

規則第二十五條第一項の卸賣予約券  
用紙寸法 縦二二、二編 横六、一編

(表)

新炭卸賣予約券	
一、住所	新炭卸賣予約券
二、氏名印	新炭卸賣予約券
三、割当数量	薪 ガス用薪
	木炭 東 俵
	木炭換算
五編	

住 所	薪 炭 卸 賣 登 錄 紙
登録番号	薪 炭 卸 賣 登 錄 紙
登録年月日	薪 炭 卸 賣 登 錄 紙
所在地	薪 炭 卸 賣 登 錄 紙
市 郡 村 大字 字 番地	薪 炭 卸 賣 登 錄 紙

(裏)

## 注 意 事 項

- 一、都道府縣知事印なきものは、無効とする。  
二、住所は、小賣店舗にあつては、店舗の所在地其他は消費する場所とする。

三、割当数量欄は、知事において記入する。

23

第七條の薪炭譲渡委託登録証票  
用紙寸法 縦拾七編四糸 橫拾壹編七糸

(裏)

(表)

## (甲) 薪炭譲渡委託登録証票 (本片は指定業者の申請者に提出して下さい)

生産者	昭和 度供出年	品目 数量	(住所)	市 郡 村 町	(氏名)	昭和 年 月 日	長 市町村印
割当業者 の申 請 者	(住所)	(氏名)	担当林產 物檢査吏員 印				

(裏)  
此の用紙の取扱い方

- 一、この用紙は、生産地の市町村長から各生産者に交付する。  
二、生産地の市町村長は、生産者の住所氏名、供出品目、年間供出割当数量を記入して所定欄に捺印し、  
切り離し線上に割印を押捺した上担当林產物檢査吏員の捺印を得てこの用紙をその生産者に交付する。  
三、前項によつて記入した文字を訂正した場合、その市町村長と担当林產物檢査吏員の訂正印押捺が必要である。

四、この用紙の交付を受けた生産者は、自分が譲渡の委託を希望する指定業者の申請者の住所氏名と年月日を記入し自分の氏名の下に捺印の上、用紙を甲乙に切り離し甲片をその指定業者の申請者に提出し、乙片を担当林產物檢査吏員に提出して下さい。

五、前項によつて記入した文字を訂正した場合は、その生産者の訂正印押捺が必要である。

生産者 指定期 定業者 の申 請 者	昭和 度供出年	品目 数量	(住所)	市 郡 村 町	(氏名)	昭和 年 月 日
-----------------------------------	------------	----------	------	---------	------	----------

(乙) 薪炭譲渡委託登録証票 (本片は担当林產物檢査吏員に提出して下さい)

(裏)

注意 この予約券は、赤色刷りとする。

六、この甲片の提出を受けた指定業者の申請者は、他の同一品目の甲片と共に市町村別に取りまとめ同一地方事務所分毎に一括してその供出割当數量を集計記載した表紙を附しこれを夫々その地方事務所長に提出して下さい。

七、この甲片は、指定業者の申請者が知事に提出する薪炭譲渡委託登録台帳の照合証拠書類とします。

- 一、縣知事印なきものは、無効とする。
- 二、住所は、消費する場所とする。
- 三、各世帯にあつては世帶員數欄に其他の小口消費者は割当數量欄に夫々記載する。

四、用紙には、市町村の順を追つて記載し市町村別に小計を附すること。

五、申請者が年間供出數量の割当を受けている場合は、その數量をこの台帳にその該當市町村の箇所において登録すること。

00958

24 第二十條第一項の小賣及び卸賣登録券

(表)

薪炭卸賣登録券	鳥取縣
一、住 所	知事印
二、氏 名 印	
三、世帶員數	
四、割当數量 薪炭 束俵	
五、小賣店舗所在地氏名	

00959

00959

(裏)

## 注 意 事 項

一、縣知事印なきものは無効とする。

二、住所は、小賣店舗にあつては、店舗の所在地、其の他は、消費する場所とする。

三、割当數量欄は、知事において記入する。

## 26 規則第七條第二項の薪炭譲渡委託登録台帳

表 紙

○○地方事務所管内の分

○○謹渡委託登録台帳

登録數量

登録票裏 束俵

六、木炭の俵數は、十五束俵に換算した俵數を、普通薪

小計を附すること。

五、申請者が年間供出數量の割当を受けている場合は、その數量をこの台帳にその該當市町村の箇所において登録すること。

00959

25

(表)

薪炭卸賣登録券	鳥取縣
一、住 所	知事印
二、氏 名 印	
三、割当數量 木炭 束 俵 木炭換算 薪 瓦斯用薪 俵	

の東數は、標準薪に換算した東數を記入すること。  
七、この台帳は、地方事務所管内分毎に分冊にとりま  
とめそれへ表紙を附すること。

00960

## 27 第十一條の標識

## 指定業標識

八〇種

指定番号	第	号
指定年月日	昭和 年 月 日	
木炭	普通薪 瓦斯用薪	
店舗の所在地	市町大字字番地	
氏名	郡村大字字番地	

二〇種

## 注

- 一、この標識は、厚さ二厘以上のすぎ又はひのきの良質の板材を使用すること。
- 二、表示する事項は、素地に墨書きすること。

## 28 第二十六條の標識

## 卸賣 登録店標識

## 小賣 登錄店標識

登録番号	第	号
登録年月日	昭和 年 月 日	
薪炭登録卸賣業者		
店舗の所在地	市町大字字番地	
氏名	郡村大字字番地	

八〇種

登録番号	第	号
登録年月日	昭和 年 月 日	
薪炭登録卸賣業者		
店舗の所在地	市町大字字番地	
氏名	郡村大字字番地	

二〇種

## 注

- 一、この標識は、厚さ二厘以上のすぎ又は、ひのきの良質の板材を使用すること。
- 二、表示する事項は、素地に墨書きすること。

## 告 示

## ◆鳥取縣告示第四百四十一號

昭和二十二年關令內務省令第一号第八條の規定により鳥取市中ノ郷地区農地委員会委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年九月十日から

同年九月十三日まで

## ◆鳥取縣告示第四百四十二號

昭和二十三年關令內務省令第一号第八條の規定により氣高郡明治村々會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年九月十五日から

同年九月十九日まで

## ◆鳥取縣告示第四百四十四號

食糧管理法施行規則第三條の規定により昭和二十三年産米及び甘藷の賣渡期日を次のように定める。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

米 穀	昭和二十四年二月二十八日
生甘藷	昭和二十三年十二月三十一日
切干甘藷	昭和二十四年四月三十日

## ◆鳥取縣告示第四百四十五號

昭和二十三年七月一日次の定期漁業権存續期間更新を許した。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許番号	第六一〇号
二、漁業権者	岩美郡浦富町大字浦富
三、漁業の種類及び名稱	底置漁業古網類漁業野網戸網
四、漁業権存續期間	由昭和二十三年七月三日 至昭和二十六年七月一日 参閱年

## ◇鳥取縣告示第四百四十六號

家畜傳染病予防法第七條の規定により左の区域内に飼養する生後三ヶ月以上の牛馬に対して炭疽予防注射を施行するから、該当牛馬の所有者又は管理者は指定の日時及び場所に引き付け注射を受けなければならぬ。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大正十四年四月一日生  
昭和二十三年八月二十八日第一三〇一號本籍地 氣高郡小鷺河村大字鷺峰八四三番地  
現住所及び開業地 西伯郡余子村大字竹内八八〇番地明治四十三年三月二十五日生  
昭和二十三年九月十四日第一三〇二號本籍地 東伯郡上郷村大字山田四三三番地  
現住所及び開業地 米子市錦町二丁目二七番地大正九年六月十一日生  
昭和二十三年九月四日第一三〇三號本籍地 西伯郡庄内村大字高出五〇八番地  
現住所及び開業地 右記

記 注射月日 注射区域 注射場所 引付時刻

昭和二十三年八月二十七日第一三〇一號

宮 本 は る の

九月二七日 東伯郡 成美村

明治四十三年三月二十五日生

二八日

赤崎町

午前十時半—十二時迄

午後一時—四時迄

二九日 安田村

赤崎町

午前十時—十二時迄

午後一時—四時迄

三〇日 以西村

安田村

同 同

同 同

午前八時—十一時迄

十月一日 同 同

昭和二十三年九月十四日

◇鳥取縣告示第四百四十七號

助產婦名簿に次の者を登録した。

◇鳥取縣告示第四百四十八號

助產婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新本籍地 鳥取市吉成四〇八番地  
住所及び開業地 岩美郡小田村大字長郷一四番地

昭和二十一年二月十日離婚により前姓「佐藤」を

前住所及び開業地 右同

「杉本」に本籍地変更により助產婦名簿訂正方願

現住所及び開業地 米子市加茂町一丁目一番地博愛病院内

めたので昭和二十三年八月三十日訂正

杉 本 八重子 大正四年四月十五日生

助產婦名簿訂正方願出たので同年同月二十八日訂正

正 浜 田 あさこ 大正十年九月二十日生

前本籍地 岩美郡小田村院内四一一番地  
新本籍地 岩美郡小田村院内四一一番地

前住所及び開業地 岩美郡小田村院内四一一番地

現住所及び開業地 岩美郡小田村院内四一一番地

前本籍地 新潟縣新潟市塙口二九  
前住所及び開業地 西伯郡手間村大字宮前三六四番地  
現住所及び開業地 米子市東町八七番地

昭和二十三年八月二十五日住所及び開業地変更により助產婦名簿訂正方願出たので同年同月三十日

により助產婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年八月三十日訂正

訂正

滋 谷 種 子

本籍地 八頭郡智頭町大字横田一一五番地  
大正四年四月十五日生

00964

現住所及び開業地 右同  
昭和二十三年九月一日住所及び開業地変更により  
助産婦名簿訂正方願出たので同年同月四日訂正

平 尾 伊 津 子

大正十年一月五日生

本籍地 鳥取市賀露町一一三〇番地

前住所及び開業地 右同

現住所及び開業地 同一二三七番地

昭和二十三年九月四日住所及び開業地変更により

助産婦名簿訂正方願出たので同年同月六日訂正

坂 出 梅

明治三十一年一月八日生

前本籍地 東伯郡倉吉町大字宮川町一八四番地

新本籍地 西伯郡成美村大字石井三二番地

住所及び開業地 右同

昭和二十三年七月八日轉籍により助産婦名簿訂正

方願出たので同年八月六日訂正

米 原 まきの

明治四十一年十月十三日生

本籍地 米子市中町九四番地  
昭和二十三年九月一日住所及び開業地変更により  
助産婦名簿訂正方願出たので同年同月八日訂正

永 原 敷 恵

大正五年十一月二十日生

本籍地 西伯郡幡鄉村大字岩尾谷六四二番地ノ一

現住所及び開業地 右同

◇鳥取縣告示第四百四十九號

助産婦名簿から次の者を取消しした。

昭和二十三年九月十四日

鳥取縣知事 四 尾 愛 清

本籍地 西伯郡幡鄉村大字岩尾谷六四二番地ノ一

現住所及び開業地 右同

昭和二十三年八月二十六日死亡により助産婦名簿

より取り消し方願出たので同年九月四日取り消し

岩 田 次 枝

明治四十一年十月十三日生

00965

正

誤

八月二十日縣訓令甲第十九号本文を次の通り訂正する。

◆鳥取縣訓令甲第十九號

鳥取縣立中央兒童相談所長

兒童福祉法第三十二條により同法第二十七條第一項の措

置を取る権限を委任する。

(註、行を改めること)